



# 茨城県報

第 2339 号

平成23年11月28日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) ..... 1
- 青少年に有害な図書等の指定 (女性青少年課) ..... 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 2
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (4 件) (生活文化課) ..... 3
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) ..... 6
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) ..... 6

## 告 示

### 茨城県告示第1237号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2867	映画	変態女課長 陵辱ぶち込む	オーピー映画
2868	映画	三十路妻 濃蜜な夜のご奉仕	オーピー映画
2869	映画	愛いろいろ - Lovely family -	オーピー映画
2870	映画	どスケベ検査 ナース爆乳責め	オーピー映画
2871	映画	痴漢電車 ゆれ濡れる桜貝	オーピー映画

### 茨城県告示第1238号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
書籍	多重人格探偵サイコ No.15	株式会社角川書店	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	TATTOO BURST Vol.64	株式会社コアマガジン	著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.48	富士美出版株式会社	
雑誌	TATTOO Lounge	富士美出版株式会社	
雑誌	TATTOO girls vol.10	株式会社双葉社	
雑誌	NICE LOOKING TATTOO PLAZA 2011	マイウェイ出版株式会社	

## 茨城県告示第1239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811700061	とりでケアサービス介護事業所	取手市本郷1-31-15	株式会社システムズガヤ	取手市白山1-1-5	平成23年12月1日	同行援護

## 茨城県告示第1240号

那珂川統合土地改良区から平成23年10月26日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年11月8日認可した。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年11月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市野田字坂下57番 1 から 石岡市野田字上り戸113番地先まで	旧	メートル 最大 42.4	メートル 80	迂回路設置
		最小 13.0		
	新	最大 53.6	80	
		最小 20.4		

## 公 告

### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年1月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年11月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 筑波泌尿器科医療育成支援機構

3 代表者の氏名

西 山 博 之

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市天王台一丁目1番1号 筑波大学医学学系棟8階泌尿器科内

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び泌尿器疾患に関わる人々に対して、泌尿器科医療専門医の教育・研修支援を行うとともに、研究会・学会及び講演会等の開催による、泌尿器疾患に関する地域医療の連携強化及び知識の啓蒙を図り、医療・福祉の発展と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

### ●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成24年1月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成23年11月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 認知症介護家族の会うさぎ

(設立認証：平成23年8月10日，設立：平成23年8月22日)

## 3 代表者の氏名

諸 岡 明 美

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県稲敷市福田1597番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、認知症の人と介護家族及び地域の人々に対して、認知症介護普及啓発事業、介護相談事業、介護家族交流事業、介護保険法に基づく通所介護事業を行い、認知症介護家族のみならず地域の人々の認知症への理解が深まり、認知症の人とその家族を地域の人々で支える意識が啓発され、福祉等のサービスの質を向上させることに寄与することを目的とする。

~~~~~

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成24年1月18日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成23年11月18日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 交通事故予防センター

(設立認証：平成16年6月29日，設立：平成16年7月2日)

## 3 代表者の氏名

関 根 康 史

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田一丁目1652番6号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、交通事故予防に関する事業を行い、安全で豊かな秩序ある社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

**●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証

申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 24 年 1 月 18 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 11 月 18 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はつらつ会

（設立認証：平成 11 年 11 月 7 日，設立：平成 11 年 11 月 9 日）

3 代表者の氏名

安 齋 ヒデ子

4 主たる事務所の所在地

茨城県古河市尾崎 3920 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児を持つ親、老人および身体不自由者に対して、子育て支援、介護および介助に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 24 年 1 月 23 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 28 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 11 月 21 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 水戸こどもの劇場

（設立認証：平成 11 年 8 月 26 日，設立：平成 11 年 9 月 11 日）

3 代表者の氏名

森 田 多美子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市見和 1 丁目 449 番地の 1

5 定款に記載された目的

この法人は、水戸市及び周辺地区住民に対して、子どもの夢を育てる文化や芸術の振興と、豊かな人間性を育む体験活動及び児童文化の研究と、子どもの自主的な活動を支え子どもの社会参加の支えとなる人材の育成に関する事業を行い、豊かな人づくりと文化的地域づくりに寄与することを目的とする。

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月28日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市洲崎3855番1, 同番4

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市洲崎569

大 寄 哲 也

## ●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成23年3月11日以降無効とする。

平成23年11月28日

水戸県税事務所長 原 田 健 一

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び名称
漁船以外の 船舶	100リットル	H104815 ～ H104838	24枚	平成23年2月1日 ～ 平成23年7月31日	東茨城郡大洗町磯浜町1025 有限会社 なかや燃料店

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)